

新井商工会議所青年部製作キャラクター「るりっぴー」着ぐるみ貸出し要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新井商工会議所青年部製作キャラクター「るりっぴー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて必要な事項を定めることを目的とする。

(利用承認申請)

第2条 着ぐるみの利用申請ができる者は、原則として法人その他の団体等とし、あらかじめ、着ぐるみ利用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、新井商工会議所青年部に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請書は、利用期間初日の3月前から利用期間初日の7日前までの期間に提出しなければならない。ただし、新井商工会議所青年部が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 新井商工会議所青年部は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの利用を許可する。

- (1) 当所及び青年部の品位を傷つけ、または傷つけるおそれがあるとき。
 - (2) 着ぐるみの正しい利用方法に従って利用されず、安全性への配慮を欠き、または毀損若しくは汚損のおそれがあるとき。
 - (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
 - (5) その他新井商工会議所青年部が着ぐるみの利用について不適當であると認めるとき。
- 2 新井商工会議所青年部は前条の申請を適当と認めた場合は、申請者に着ぐるみ利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(利用期間)

第4条 着ぐるみの利用期間は、原則として5日以内とする。

(利用上の遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに利用すること。
- (2) 利用期間を遵守すること。
- (3) その他新井商工会議所青年部が特に付した条件に従って利用すること。

(利用許可の取消し)

第8条 利用者が、前条に規定する事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の利用を許可しない。この場合において、利用許可を受けた者に損害が生じても、新井商工会議所青年部はその責めを負わない。

(原状復帰)

第9条 利用者の責めに帰すべき事由により、着ぐるみを亡失、汚損、又はき損した場合は、利用者の責任と負担により、損害賠償、補修又はクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。 目安：送料+クリーニング代 35000 円

(許可者の責任)

第10条 着ぐるみの利用により、利用者が受けた損害に対しては、新井商工会議所青年部は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、新井商工会議所青年部が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。